

水産業協同組合法第十一条第三項第七号等に規定する主務大臣の定める者等を定める件（平成十八年金融庁・農林水産省告示第十二号）

改正案

現行

第一条 水産業協同組合法（以下「法」という。）第十一条第三項第七号、第八十七条第四項第七号又は第九十三条第二項第七号の主務大臣の定める者は、次に掲げる者とする。

一 九（略）

十 独立行政法人勤労者退職金共済機構

十一 十八（略）

第二条 法第十一条第三項第七号、第八十七条第四項第七号又は第九十三条第二項第七号の主務大臣の定めるものは、次に掲げるものとする。

一 前条（第三号から第九号まで、第十三号及び第十八号を除く。）

（）に掲げる者の業務（同条第一号に掲げる者にあつては株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第十一条第一項第一号の規定による別表第一号から第十三号までの中欄に掲げる者に対して貸付けを行う業務及び同項第五号の規定によるこれらの業務の利用者に対する情報の提供を行う業務並びに同項第六号の規定によるこれらの業務に附帯する業務並びに次に掲げる法律の規定による業務、前条第十号に掲げる者にあつては中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第六十号）第七十条第二

第一条 水産業協同組合法（以下「法」という。）第十一条第三項第七号、第八十七条第四項第七号又は第九十三条第二項第七号の主務大臣の定める者は、次に掲げる者とする。

一 九（略）

十 独立行政法人雇用・能力開発機構

十一 十八（略）

第二条 法第十一条第三項第七号、第八十七条第四項第七号又は第九十三条第二項第七号の主務大臣の定めるものは、次に掲げるものとする。

一 前条（第三号から第九号まで、第十三号及び第十八号を除く。）

（）に掲げる者の業務（第一号にあつては、株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第十一条第一項第一号の規定による別表第一号から第十三号までの中欄に掲げる者に対して貸付けを行う業務及び同項第五号の規定によるこれらの業務の利用者に対する情報の提供を行う業務並びに同項第六号の規定によるこれらの業務に附帯する業務並びに次に掲げる法律の規定による業務に限る。）の代理

項第一号に掲げる業務に限る。）の代理

イ（略）

ロ 農業改良資金融通法（昭和三十一年法律第百二号）第三条第

一項

ハ（略）

二丁四（略）

第四条 漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第三条第一項第四号の農林水産大臣及び金融庁長官が定めるものは、株式会社日本政策金融公庫法別表第一第八号から第十三号までの中欄に掲げる者に対するそれぞれこれらの号の下欄に掲げる資金の貸付けに係る債務の保証及び第二条第一号ロからリまでに掲げる法律の規定による資金の貸付けに係る債務の保証とする。

#### 附則

中小企業退職金共済法附則第二条第一項の規定により独立行政法人勤労者退職金共済機構（以下「勤労者退職金共済機構」という。）が同項に規定する業務を行う場合における漁業協同組合、漁業協同組合連合会及び水産加工業協同組合による勤労者退職金共済機構の業務の代理についての第二条第一号の規定の適用については、同号中「に限る」とあるのは、「及び同法附則第二条第一項に規定する業務（同項第二号に掲げる業務のうち独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律（平成二十三年法律第二十六号）による廃止前の独立行政法

イ（略）

（新設）

ロ（略）

二丁四（略）

第四条 漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第三条第一項第四号の農林水産大臣及び金融庁長官が定めるものは、株式会社日本政策金融公庫法別表第一第八号から第十三号までの中欄に掲げる者に対するそれぞれこれらの号の下欄に掲げる資金の貸付けに係る債務の保証及び第二条第一号ロからリまでに掲げる法律の規定による資金の貸付けに係る債務の保証とする。

（新設）

人雇用・能力開発機構法（平成十四年法律第七十号）附則第四条第  
二項第四号に掲げる業務を除く。）に限る」とする。